

— 平成 28 年 7 月 1 日施行 —

ロープ高所作業特別教育(学科教育)開催案内

(一社) 日本クレーン協会東海支部

この程、厚生労働省では労働安全衛生規則を改正し、ロープ高所作業に関して特別教育の実施を義務付けました。本措置は、平成 28 年 7 月 1 日から施行されることとなり、その日以降は、現在、当該作業に従事している方も特別教育の受講が必要となります。

ロープ高所作業とは、“高さが 2 メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、昇降器具を用いて、労働者が当該昇降器具により身体を保持しつつ行う作業”であり、ビルの外装清掃作業やのり面保護工事などが該当します。

今回、「ロープ高所作業特別教育(学科)」を以下の要領で開催することと致しましたので、該当作業に従事する方にはこの機会に受講されますようご案内いたします。

なお、実技教育については所属事業場で実施し、その記録を 3 年間保存する必要がありますので念のため申し添えます。

記

- 日 時 : 平成 28 年 5 月 13 日 (金) 13 時 00 分 ~ 17 時 20 分
- 会 場 : 東照ビル大会議室(定員 60 名) ※地下鉄「丸の内」下車徒歩 5 分、駐車場はありません
名古屋市中区丸の内 2-2-15 TEL052-231-4633
- 科 目 : (1) ロープ高所作業に関する知識 (3) 労働災害の防止に関する知識
(2) メインロープ等に関する知識 (4) 関係法令
- 受 講 料 : 7,000 円(消費税込、テキスト代 1,543 円含)
- 申 込 方 法 : 下記申込書に所定事項記入の上、日本クレーン協会東海支部(名古屋市中区丸の内 2-2-15 TEL052-231-4633)まで F A X (052-231-3219) していただき受講料を所定口座に納入してください。※振込み手数料は貴社にてご負担ください。

受講料振込先 : 三菱東京 U F J 銀行 大津町支店 普通 3 9 2 7 3 8 6
シヤ) ニホンクレーンキョウカイ トウカイシブ

- そ の 他 : 事業場で実施する実技科目と時間は以下のとおり。
 - 「ロープ高所作業の方法、墜落による労働災害の防止のための措置並びに安全帯及び保護帽の取り扱い」 2 時間
 - 「メインロープ等の点検」 1 時間

F A X 052-231-3219 「ロープ高所作業特別教育(学科教育)」 申 込 書

ふりがな			
氏 名			
生年月日	昭和 平成 年 月 日	本籍地 (国籍)	・ 県名のみ ・ 外国人は国籍
住 所	〒 ー		
勤 務 先	事業場名		
	所在地 連絡担当者	〒 ー	
	TEL	FAX	

(振込月日 : 月 日)